

(写)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和6年9月10日に開催した松戸市地域公共交通活性化協議会（条例第7条第4項関係）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

## 1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区分	運賃
大人（中学生以上）	300円
障害者と介助者	150円
小学生	150円
未就学児	無料

本協議会開催前に実施した  
運賃に関する協議において  
調った事項

## 2. 運賃を適用する路線または営業区間

ひがまつテラス～秋山駅～国分高校～ひがまつテラス

## 3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行開始日：令和7年9月1日より

その他条件等は特になし

## 4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

京成タクシー松戸東株式会社

令和6年9月10日

松戸市地域公共交通活性化協議会  
(条例第7条第4項関係)

会長 内山 久雄